三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部並びに建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十五・十六　（略）

十七　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（北陸地方整備局及び四国地方整備局にあっては、計画・建設産業課の所掌に属するものを、東北地方整備局及び中国地方整備局にあっては、建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

十八　（略）

十九　（略）

二十　（略）

二十一　（略）

二十二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく建築士に係る措置に関すること。

二十三・二十四　（略）

（都市整備課の所掌事務）

第八十五条　都市整備課は、前条第四号（関東地方整備局にあっては、公園利活用推進センターの所掌に属するものを除く。）、第五号（関東地方整備局にあっては、住宅整備課、建築安全課及び公園利活用推進センターの所掌に属するものを、近畿地方整備局にあっては、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第九号まで（第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）及び第十五号に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

2　中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の都市整備課は、前項に規定する事務のほか、前条第十号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　流域別下水道整備総合計画の同意に関すること。

十六　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

十七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく下水道及び建築士に係る措置に関すること。

十八　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

十九　雨水出水浸水想定区域に関すること。

二十・二十一　（略）

二十一の二　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局にあっては、計画・建設産業課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

二十二　（略）

二十二の二　（略）

二十三　（略）

二十三の二　（略）

（新設）

二十四・二十五　（略）

（都市整備課の所掌事務）

第八十五条　都市整備課は、前条第四号、第五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第二十号まで（第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

（新設）